

令和7年度宮崎県福祉サービス第三者評価推進委員会

日時：令和8年3月23日（月）

午後1時30分から3時まで

会場：防災庁舎5階 57号室

会 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 委員の退任及び就任について(新委員の紹介) …資料1
- (2) 制度の現状及び令和7年度の取組について …資料2

4 審議事項

- (1) 県要領の一部改正案について …資料3
- (2) 令和8年度の取組案について …資料4

5 その他

- 任期満了に伴う委員改選について …資料5

6 閉会

資料 1

委員の退任及び 就任について

**原井委員及び児玉委員の退任並びに
山下委員及び柳田委員の就任について**

宮崎県障害者支援施設協議会副会長であった原井貴史委員より、今年度、副会長を退任したことに伴って委員を退任したい旨の連絡があり、後任の副会長である山下泰征氏を後任の委員とする推薦書が事務局に提出された。

また、宮崎県保育連盟連合会副会長であった児玉由美委員についても同様に、今年度、当該副会長を退任したことに伴い、後任の副会長である柳田美千代氏を後任の委員とする推薦書が事務局に提出された。

これにより、事務局では山下泰征氏及び柳田美千代氏に委員の委嘱（任期は前任者と同じ令和8年3月31日まで）を行い、今回の委員会から御出席いただいたので、報告する。

新委員	旧委員	役職名等
山下 泰征	原井 貴史	宮崎県障害者支援施設協議会 副会長
柳田 美千代	児玉 由美	宮崎県保育連盟連合会 副会長

資料 2

制度の現状及び 令和7年度の取組 について

1 福祉サービス第三者評価とは・・・

福祉施設・事業所でのよりよいサービスの実現に向けて、公平・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組み。

2 第三者評価の目的・意義

- 福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としている。※行政監査との相違
 - ・福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。
 - ・施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果(よいところ)を明らかにする。
- 評価結果を公表することで、利用者・家族の福祉サービスに関する情報源の一つとなる。
 - ・利用者の適切な福祉サービス選択に資する情報源となる。
 - ・利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

3 第三者評価事業の法的位置づけ

【社会福祉法】

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

4 第三者評価事業の必要性

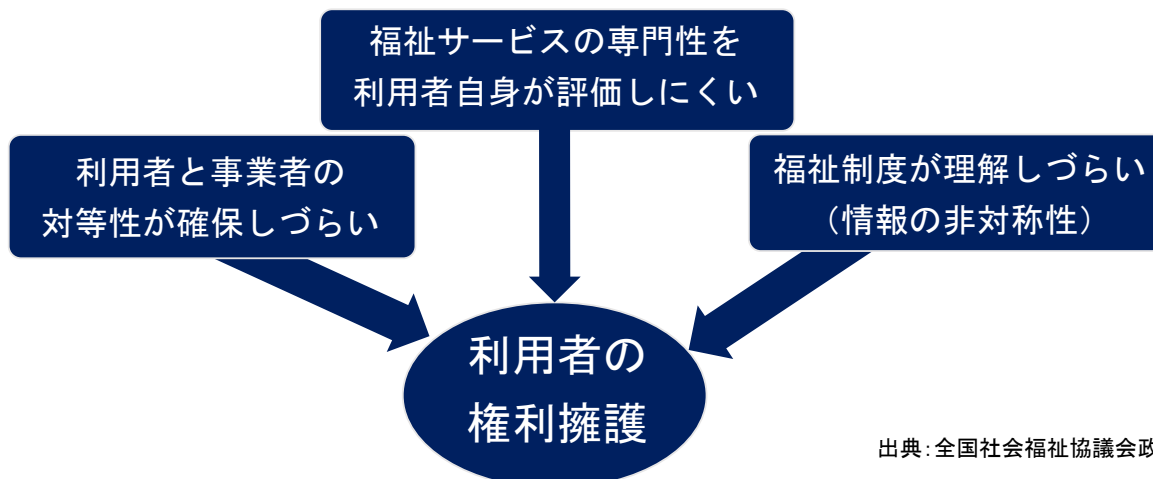
(1) 福祉サービスの質の向上

福祉サービスの質の向上・改善への取組

⇒継続的に福祉サービスの質の向上・改善に取り組む組織づくり

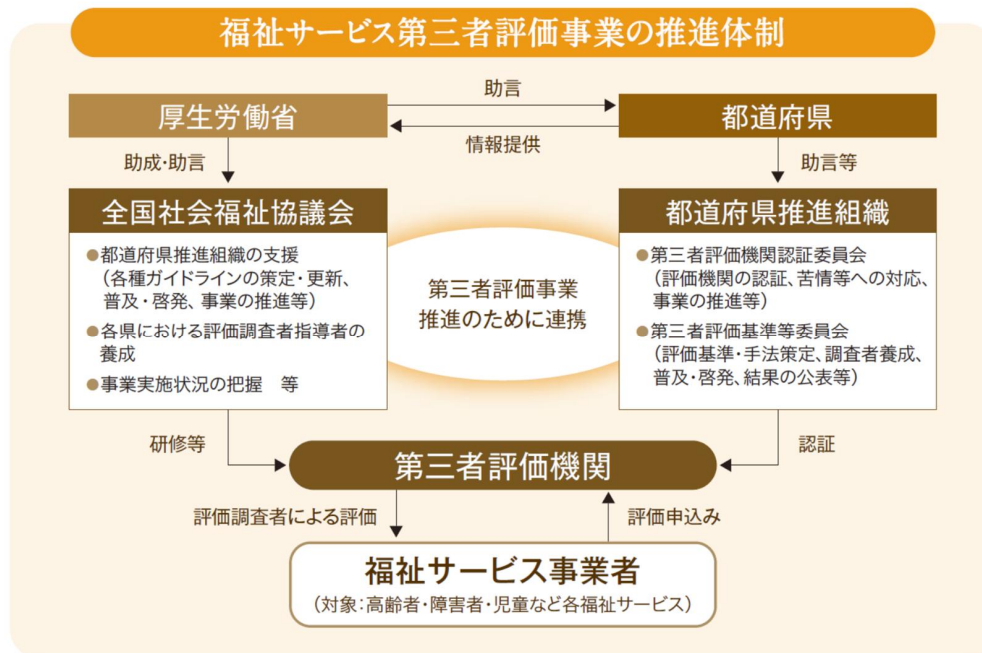
(2) 利用者の権利擁護

福祉サービスについては、「福祉サービスの専門性を利用者自身が評価しにくいこと」「利用者事業者の対等性が確保しづらいこと」「福祉制度が理解しづらいこと」などが課題とされている。



(2) 都道府県における第三者評価事業の推進

- 第三者評価事業は、国が示した指針をもとに、都道府県が実施する事業で、各都道府県が推進組織を設置し、第三者評価事業を推進。
- 国の指針・各種ガイドラインにもとづき、都道府県推進組織において、評価基準の策定、評価調査者の養成、評価機関の認証、評価手法の策定、評価結果の公表を行っている。



出典: 全国社会福祉協議会 政策企画部

各分野における第三者評価事業の位置づけ

	高齢者・介護	障害者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化⇒令和3年度により外部評価と運営推進会議による評価の選択制に	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率目標等	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設定する	平成27年度～31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、31万4千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
昨今の動き	「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を发出 ・令和3年度報酬改定において、就労継続支援A型の基本報酬にスコア方式が導入。スコア評価の1つとして「前年度末日から過去3年以内の第三者評価の受審状況」が盛り込まれる	保育所における自己評価ガイドライン改訂(令和2年3月)	第3期受審期の1年延長(新型コロナウイルスへの対応) 第4期(令和4年度～)に当たり評価基準が改定(令和4年3月23日付)
情報公表制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(平成30年9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

各分野の評価基準ガイドラインの策定状況

分野	事業種別	策定・改定期期
高齢者	特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護	平成25年3月通知 →平成29年3月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
	養護老人ホーム、軽費老人ホーム	平成29年3月通知 ⇒令和2年3月31日通知（改定）
障害児者	障害者・児施設	平成17年3月通知 →平成29年2月通知（改定） ⇒令和2年3月31日通知（改定）
子ども・子育て	保育所	平成17年5月通知 →平成23年3月通知（改定） →平成28年3月通知（改定） ⇒令和2年4月1日通知（改定）
	児童館	平成18年8月通知 ⇒令和2年9月3日（改定）
	放課後児童クラブ	令和3年3月29日通知
社会的養護関係施設	児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	平成17年3月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） →令和4年3月23日通知（改定） ⇒令和7年3月31日通知（改定）
	児童心理治療施設、児童自立支援施設	平成19年6月通知 →平成24年3月通知 →平成27年2月通知（改定） →平成30年3月30日通知（改定） →令和4年3月23日通知（改定） ⇒令和7年3月31日通知（改定）
	小規模住居型児童養育事業	平成22年3月通知
	児童自立生活援助事業	平成22年3月通知 ⇒令和4年3月23日通知（改定）
厚生事業	女性自立支援施設	平成18年6月通知（婦人保護施設版） ⇒令和7年4月23日通知（改定）
	救護施設	平成30年9月20日通知

II 各分野の動向等

〈高齢者福祉分野における第三者評価に関する動向〉

○通知「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」（平成30年3月26日）

→ 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表

→ サービスの選択に資すると認められる重要事項としての位置付け

（サービス提供の開始にあたって、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」「実施した評価機関の名称」「評価結果の開示状況」を重要事項として説明）

→ 介護サービス情報公表システムにおける評価結果の掲載（WAMNET）

○令和2年3月に高齢者福祉サービス版第三者評価基準改正

〈障害福祉分野における第三者評価に関する動向〉

○障害福祉サービス等報酬改定（就労継続支援A型）

- ・令和3年度に、基本報酬の算定に係る実績について、「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」「多様な働き方」「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点からなる各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直された。
- ・「支援力向上」の指標に、「過去3年以内の福祉サービス第三者評価を受審しており、結果を公表していること」が盛り込まれた。

○「『障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて』～社会保障審議会障害者部会報告書～」（令和4年6月13日）において、障害福祉サービス等の質の確保・向上のため、「サービスごとの特性を踏まえつつ、多様な主体による自己評価や外部評価など、それぞれのサービスに適した評価の仕組みを検討する」ことが必要とされた

⇒介護分野の運営推進会議を参考とした新たな評価の仕組みについて検討

⇒令和4年度障害者総合福祉推進事業において「障害福祉サービス等の質の評価のための基準等の作成に関する研究」を実施

⇒グループホーム等において、地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取り組みを義務づけ

〈運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化〉

〈保育所における第三者評価に関する動向①〉

（1）保育所

①「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」とりまとめ （厚生労働省：令和3年12月20日）

- 本検討会では、①人口減少地域における保育所の在り方、②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、③保育所・保育士等による地域の子育て支援、④保育士の確保・資質向上の4つの論点について議論が行われた。

（4）保育士の確保・資質向上等

②中長期的な課題として検討すべきもの又は今後の方向性に関する者

ii) 保育士等の資質向上

- 保育所における自己評価、第三者評価については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、前者は義務化、後者は努力義務化がなされているところであるが、一定の保育所においては実施されておらず、また、評価結果の公表が進んでいない現状がある。
- 特に第三者評価については、実施に当たり、その評価が保育所における保育実践の振り返りと見直し・改善といった、保育の質の向上に結びついていないという指摘があるなど、必ずしも取組の効果が有効に発現しているとは言えないと考えられる。
- また、保育の質の向上を図るとともに、今後保育所がより地域に開かれたものとなっていく上で、保護者や地域の多様な関係者が評価に関わり、保育所と対話を重ね互いに子どもや保育について様々な気づきを得ることや、理解を深め、地域に根ざした保育所としていくことも重要である。
- こうした状況を踏まえ、自己評価（関係者の関与を含む）、第三者評価の実施及び公表が効果的に行われるための方策について、実態を把握した上で、その改善策について検討すべきである。

＜保育所における第三者評価に関する動向②＞

②規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）

＜人への投資＞

（7）保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1 4	保育士及び保育所の在り方（保育の質の向上）	a 略 b 保育所等に対する第三者評価の実施状況には地域差があることから、厚生労働省は、第三者評価の実施に当たっての現場レベルでの課題について把握・分析を行った上で、効果的な第三者評価が全国的に行われるよう、都道府県等による指導監査と異なり保育の質を一層高めるために行われるといった制度の意義や位置付けの周知を含め、必要な措置を講ずる。	a：略 b：令和4年度検討、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省



○「令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業」において「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」を実施（全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会が受託。令和5年3月報告書とりまとめ）

○報告書では、今後の課題として、①自己評価ガイドラインに基づく自己評価のあり方の周知、②自己評価、第三者評価、指導監査の関連性の整理、③評価機関による評価方法と事後フォローの検討があげられている。

＜保育所における第三者評価に関する動向③＞

③「保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する研究会」

（令和5年度こども家庭庁調査研究事業）

○令和5年度には、こども家庭庁が「保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する研修会」を実施（(株)船井総研が受託）。

○内容としては、国立教育研究所 幼児教育研究センターが策定研究している「幼児教育における保育実践の質評価スケール案」を活用し、保育の実践面（プロセスの質）に焦点を置いた指標の活用可能性や活用の際の留意点を整理することを目的としている。

⇒ 令和6年3月に「保育所等の第三者評価における保育実践の評価の在り方に関する調査研究」報告書とりまとめ。

<放課後児童クラブにおける第三者評価に関する動向>

- 社会保障審議会児童部会放課後児童対策に関する専門委員会中間とりまとめ（平成30年7月27日）において、放課後児童クラブの質の確保にあたって、第三者評価の実施は重要な視点であると指摘
- 平成30年度、令和元・2年度調査研究事業（実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）において、基準案を策定
- 令和3年3月29日に放課後児童健全育成事業における第三者評価基準ガイドラインが通知
- 令和3年度予算において、放課後児童クラブが第三者評価を受審した場合の加算を創設
⇒1事業所あたり30万円（3年に1度）：子ども・子育て支援交付金

<社会的養護関係施設における第三者評価に関する動向>

（1）社会的養護設

①第4期（令和4年度～関係施令和6年度）

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム版の評価基準が改定（令和4年3月23日付）
- ・認証の更新時には、令和4年度から始まる3か年度毎に6か所以上の社会的養護関係施設の評価を行っていること等が要件。

※第3期受審期までは10か所以上であった要件から変更

②第5期（令和7年度～令和9年度）

- ・児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の評価基準が改定（令和7年3月31日付）

<困難な問題を抱える女性への支援における第三者評価の動向>

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）

附則

第2条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

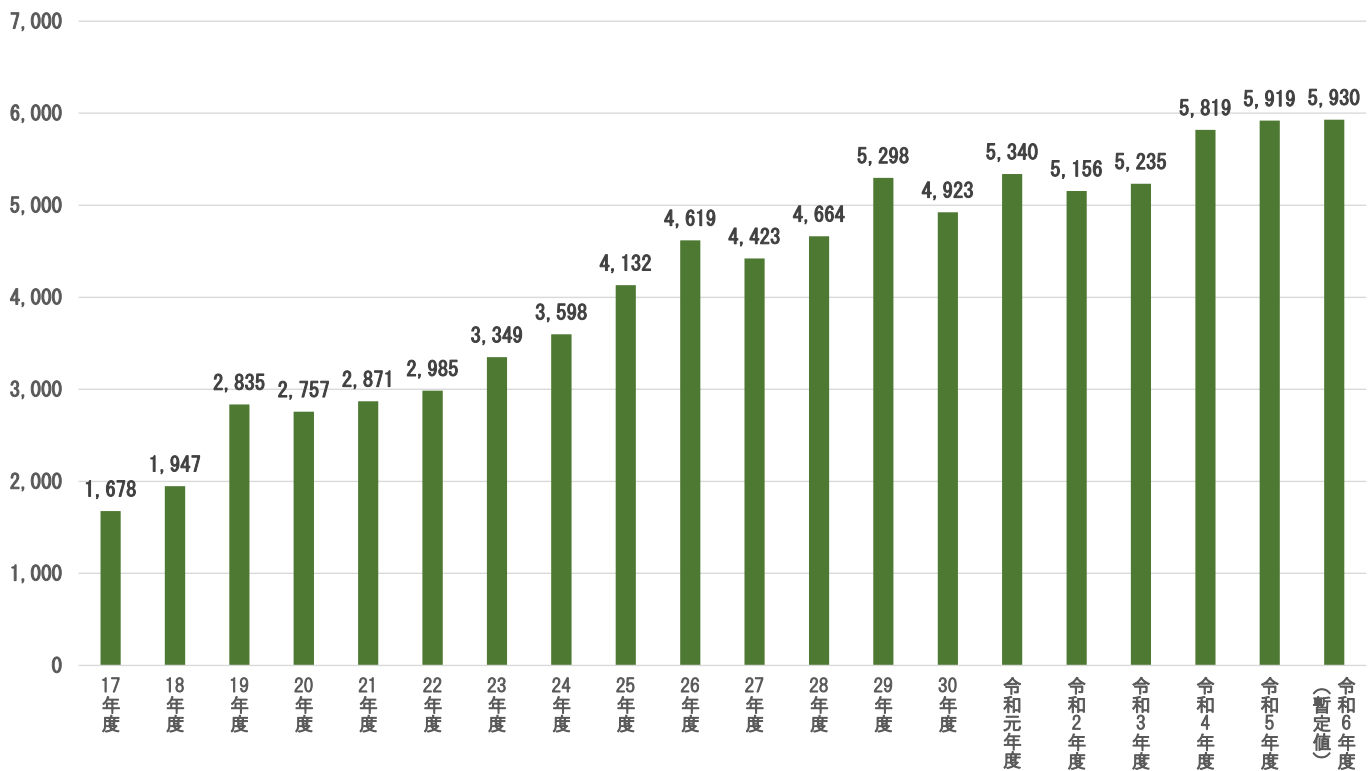
⇒ 令和6年度に厚生労働省は「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」を実施（令和6年度）

*女性自立支援施設の評価基準についても検討。評価基準を改定。

Ⅲ 全国の実施状況①

(1) 令和6年度の受審数（暫定値）：5,930件

受審数の推移



(全社協・政策企画部作成)

Ⅲ 全国の実施状況②

(2) 主な施設・サービス別受審数（令和6年度）

	受審数	全国施設数	受審率	参考 令和5年度受審数
特別養護老人ホーム	510	10,606	4.81%	465
障害者施設（生活介護）	142	10,032	1.42%	183
障害者施設（就労継続支援A型）	71	4,676	1.52%	44
保育所	2,082	22,189	9.38%	1,894
児童館	6	4,259	0.14%	3
放課後児童クラブ	75	25,635	0.29%	11
救護施設	20	186	10.75%	19

(全社協・政策企画部作成)

(3) 都道府県別受審数 (令和6年度)

都道府県	受審数	社会的養護関係施設を除く	都道府県	受審数	社会的養護関係施設を除く
北海道	43	23	滋賀県	15	14
青森県	9	4	京都府	217	209
岩手県	5	3	大阪府	243	217
宮城県	15	12	兵庫県	48	28
秋田県	9	5	奈良県	4	1
山形県	12	11	和歌山県	8	1
福島県	15	9	鳥取県	49	47
茨城県	18	16	島根県	19	19
栃木県	33	30	岡山県	32	25
群馬県	10	4	広島県	47	34
埼玉県	66	59	山口県	7	3
千葉県	133	126	徳島県	13	9
東京都	4,021	3,926	香川県	5	1
神奈川県	361	346	愛媛県	22	21
新潟県	21	15	高知県	5	0
富山県	8	7	福岡県	39	21
石川県	8	3	佐賀県	5	4
福井県	5	4	長崎県	12	10
山梨県	3	1	熊本県	24	10
長野県	49	43	大分県	18	12
岐阜県	32	29	宮崎県	10	6
静岡県	27	22	鹿児島県	11	4
愛知県	142	131	沖縄県	20	12
三重県	12	9	全国合計	5,930	5,546

(全社協・政策企画部作成)

(出典：「福祉サービス第三者評価」実施状況調査 (令和6年度実施状況) に基づき作表)

Ⅲ 評価機関の状況

(4) 令和7年4月1日時点の評価機関数：のべ412機関

※そのうち、直近3か年の評価件数が0件の評価機関は77機関

都道府県	(1) 認証評価機関数 (令和7年4月1日現在)	(2) 認証評価機関の直近3か年 (令和4年4月1日～令和7年3月31日) の評価件数					都道府県	(1) 認証評価機関数 (令和7年4月1日現在)	(2) 認証評価機関の直近3か年 (令和4年4月1日～令和7年3月31日) の評価件数				
		0件	1～9件	10件～20件	21件～50件	51件以上			0件	1～9件	10件～20件	21件～50件	51件以上
北海道	7	-	5	2	-	-	京都府	17	2	1	4	3	7
青森県	3	1	-	2	-	-	大阪府	24	6	6	5	5	2
岩手県	2	-	1	-	1	-	兵庫県	12	5	2	3	1	1
宮城県	8	5	1	1	1	-	奈良県	4	1	3	-	-	-
秋田県	3	-	1	2	-	-	和歌山県	3	-	-	3	-	-
山形県	5	2	1	2	-	-	鳥取県	4	-	2	1	-	1
福島県	2	-	1	-	1	-	島根県	4	1	2	-	1	-
茨城県	8	4	2	2	-	-	岡山県	7	2	2	1	2	-
栃木県	7	3	1	2	1	-	広島県	4	1	1	1	1	-
群馬県	5	2	3	-	-	-	山口県	1	-	-	-	1	-
埼玉県	26	8	11	6	1	-	徳島県	8	5	2	1	-	-
千葉県	19	2	5	3	7	2	香川県	3	2	1	-	-	-
東京都	116	3	14	10	24	65	愛媛県	6	1	3	1	1	-
神奈川県	20	4	3	3	2	8	高知県	3	-	3	-	-	-
新潟県	4	1	1	-	2	-	福岡県	5	-	2	-	3	-
富山県	2	-	1	-	1	-	佐賀県	2	-	1	1	-	-
石川県	7	2	-	2	-	3	長崎県	4	-	1	2	1	-
福井県	1	-	-	1	-	-	熊本県	8	4	1	3	-	-
山梨県	1	-	1	-	-	-	大分県	2	1	-	-	1	-
長野県	4	2	-	1	-	1	宮崎県	2	-	1	-	1	-
岐阜県	5	-	2	1	2	-	鹿児島県	3	-	1	1	-	1
静岡県	9	3	2	2	2	-	沖縄県	2	-	-	-	2	-
愛知県	11	2	3	3	2	1							
三重県	4	-	4	-	-	-							
滋賀県	5	2	-	3	-	-	合計	412	77	98	75	70	92

(全社協・政策企画部作成)

宮崎県のこれまでの受審実績等

1 受審数実績

分野	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	総計
高齢者	0	0	0	1	0	0	3	2	0	3	2	0	0	1	0	1	1	14
障がい者	2	0	2	2	1	2	1	1	1	1	0	2	2	4	0	1	1	23
児童	0	1	2	2	0	2	2	0	2	6	4	0	0	0	5	4	4	34
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
総計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	2	5	5	6	6	72

※R7の実績数は見込み。

(参考) 社会的養護関係施設の受審状況 (対象施設数 20)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0	6	10	2	2	9	3	3	3	3	3	5	4	5

※R7の実績数は見込み。

2 評価機関

(1) 概要

名称	所在地	評価件数 (H21～)	調査者数 (R8. 3. 1時点)
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 (R4年度撤退)	宮崎市	23	
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	宮崎市	32	27
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	延岡市	17	15
計		72	42

※評価件数にはR7評価見込みの件数を含む。

(2) 年度別評価件数

名称	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 (R4年度撤退)	1	0	0	2	1	2	5	3	0	3	5	1	0					23
一般社団法人 宮崎県社会福祉士会	0	0	1	1	0	2	1	0	2	3	1	1	2	5	3	6	4	32
NPOみやざき保健福祉 サービス評価機構	1	1	3	2	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	2	0	2	17
計	2	1	4	5	1	4	6	3	3	11	6	2	2	5	5	6	6	72

※R7の実績数は見込み。

本県の令和 7 年度 of 取組状況

1 評価調査者向け研修

(1) 評価調査者継続研修（放課後児童クラブの第三者評価に関する研修）

評価調査者継続研修は、放課後児童クラブの評価に関する研修を実施した。講師は、「一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会」に依頼した。

ア 日時： 令和 7 年 1 1 月 1 日（土）午前 9 時から午後 4 時まで

イ 会場： 宮崎県防災庁舎 2 階 共用会議室 2-1

ウ 参加者数： 11 名

エ 講師

○宮崎県における福祉サービス第三者評価事業の状況

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主査 押川 敬子

○放課後児童クラブの第三者評価について

（放課後児童クラブの第三者評価に至る経緯、特徴と留意点、評価実務の演習）

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 理事 岡田 賢宏 氏

(2) 養成研修（保育所の第三者評価に関する研修）

評価調査者養成研修は、毎年評価件数がある「保育所」の評価に関する研修を実施した。講師は、評価調査者継続研修と同様、「一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会」に依頼した。なお、講師は会場及びリモート講義及び聞き取り演習を行った。

ア 日時： 令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

令和 7 年 1 1 月 2 9 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 会場： 宮崎県防災庁舎 5 階 5 6 号室、5 3 号室

ウ 参加者数： 6 名

エ 講師

○基礎研修（動画）

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

奥田 龍人 氏、岡田 賢宏 氏、猪俣 陽子 氏、田中 稔 氏

○座学・演習

書面（事前）審査の着眼点、訪問調査の着眼点、訪問調査実習

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会 副会長 右京 昌久 氏

（同 上）

理事 稲垣 昇 氏

オ 実習先（会場にて聞き取り演習）

つくしんぼ福祉会つくしんぼ保育園（延岡市）

2 施設向け啓発等

(1) 施設監査時の受審啓発

社会福祉法人の法人監査を行う県内 9 市への制度説明を行い、法人指導監査及び施設監査時の制度周知及び受審啓発を行った。

(2) 社会福祉施設向け啓発等

ア 社会福祉法人向け啓発研修

社会福祉法人を対象に受審啓発研修を実施した。

(ア) 日時

令和 7 年 1 月 28 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

(イ) 開催方式

Microsoft Teams を利用した WEB 配信

(ウ) 参加者数：38 名（うち行政関係者 10 名）

(エ) 講師

○制度概要及び宮崎県の状況

宮崎県福祉保健部 指導監査・援護課 主査 押川 敬子

○第三者評価受審を有意義なものにするために

一般社団法人宮崎県社会福祉士会 宇都宮 美穂子 氏

○第三者評価受審の実際

特定非営利活動法人みやざき保健福祉評価機構

理事長 塩満 克也 氏

○第三者評価受審の取組について

社会福祉法人学周会 幼保連携型認定こども園七つの星幼稚舎

園長 清水 珠香子 氏

社会福祉法人善仁会 特別養護老人ホームわか荘

施設長 谷川 房子 氏

イ 社会福祉法人向け周知

令和 7 年 5 月に開催された令和 7 年度宮崎県社会福祉法人経営者協議会総会において、第三者評価制度に関するチラシを配布し制度周知及び受審啓発を行った。

3 利用者への制度周知依頼

第三者評価の受審状況を施設利用者に周知する取り組みの一環として、県作成のチラシを受審施設に配架した。施設の利用を検討している方や見学者、利用者等に広く配布いただくよう依頼した。

・令和 5 年度及び令和 6 年度に受審した 11 施設に、計 1,100 枚配架

4 「みやざき犬」による第三者評価受審証の交付

受審が任意または努力義務となっている福祉施設が第三者評価を受審した場合に、県のシンボルキャラクター「みやざき犬」による受審証と受審ステッカーの交付を行った。

○実施件数：5件（保育所等：4件、障害者施設：1件）

- ・令和7年 5月21日 愛生園
- ・令和7年 6月 5日 七つの星幼稚舎
- ・令和7年 6月24日 つくしんぼ保育園
- ・令和7年 7月24日 和光保育園
- ・令和7年 7月24日 飯野保育園



5 その他

- (1) 県内で初めて、放課後児童クラブの第三者評価受審があった。
- (2) えびの市は、保育サービスの質の向上のため、昨年度から教育・保育施設が第三者評価を受審する際に受審料（国庫補助金を除く上限15万円）を補助する「第三者評価補助金」を設けており、今年度も3施設の受審があった。

資料 3

県要領の一部改正案 について

県要領の一部改正案について

1 概要

「宮崎県福祉サービス第三者評価業務実施要領」の一部改正について

(1) 利用者調査の対象者の一部改正（第5条第2項第3号）

現行の要領では、利用者調査の対象者について、定員30人を基準として定員に応じた一定人数以上と定めているが、利用者の意向をより正確に把握するため、原則として「全利用者」を対象とすることを明示する。

また、ただし書きにおいて、施設の実情等に配慮し、引き続き現行の取扱も可能とする見直しを行うもの。

(2) 職員の評価の取りまとめ方法の一部改正（第6条第2項）

職員の評価の取りまとめについては、現行の規定では「事業者自ら」が行うこととされているが、改正案では、職員の意向をより客観的かつ正確に把握できるよう、事業者だけでなく「評価機関」による取りまとめも選択できるよう見直しを行う。

2 改正案

別添新旧対照表のとおり

改正前	改正後						
<p>(利用者調査)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 調査対象者の<u>選定に当たっては</u>、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(1) 対象者は、原則、利用者本人とするが、認知症高齢者、知的障がい者・児又は乳幼児など利用者本人の意向確認が困難な場合には、家族又は保護者とすることができる。</p> <p>(2) 対象者の<u>選出は</u>、原則、評価機関が利用者名簿等から無作為に行うこととするが、利用者等の状態に応じ、事業者と協議のうえ、実態に応じた対象として差し支えない。</p> <p>(3) <u>対象者数は、原則として、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">定員</td> <td style="text-align: center;">対象者数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30人以上</td> <td style="text-align: center;">定員の30%あるいは30人のいずれか多い人数以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30人未満</td> <td style="text-align: center;">全利用者</td> </tr> </table> <p>3・4 [略]</p>	定員	対象者数	30人以上	定員の30%あるいは30人のいずれか多い人数以上	30人未満	全利用者	<p>(利用者調査)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 調査対象者<u>については</u>、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>対象者は、原則として全利用者とする。ただし、定員30人以上でこれによりがたい場合は、定員の30%あるいは30人のいずれか多い人数以上を選出することができる。</u></p> <p>(2) 対象者は、原則、利用者本人とするが、認知症高齢者、知的障がい者・児又は乳幼児など利用者本人の意向確認が困難な場合には、家族又は保護者とすることができる。</p> <p>(3) 対象者を<u>選出する場合は</u>、原則、評価機関が利用者名簿等から無作為に行うこととするが、利用者等の状態に応じ、事業者と協議のうえ、実態に応じた対象として差し支えない。</p> <p>(削除)</p> <p>3・4 [略]</p>
定員	対象者数						
30人以上	定員の30%あるいは30人のいずれか多い人数以上						
30人未満	全利用者						
<p>(書面調査及び訪問調査)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の自己評価は、評価基準等の評価項目について、事業者<u>自らが</u>各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、運営管理部門及び福祉サービス部門の職員等の合議により作成する。</p>	<p>(書面調査及び訪問調査)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の自己評価は、評価基準等の評価項目について、事業者<u>又は評価機関が</u>各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、運営管理部門及び福祉サービス部門の職員等の合議により作成する。</p>						

資料 4

令和 8 年度の取組案 について

令和 8 年度 of 取組案について

1 取組の方針

本制度は、創設から 20 年以上が経過し、様々な課題が顕在化していることから、国が制度改革に向けた調査を実施するなど、改革に向けた取組が進められているところである。

このような中、現状では、受審件数の急激な伸びを期待することは難しいものの、評価体制の維持・強化を図るため、評価調査者向けの研修会の開催や、制度の普及啓発に引き続き取り組んでいくこととする。

2 取組の概要案

(1) 評価調査者等の養成・継続研修

ア 対象

評価調査者（及び候補者）等

イ 取組

評価調査者（及び候補者）等向けの研修の開催。
評価技術向上と受審希望施設の増加に対応できる調査者確保を目的とする。

- ・養成研修：1 回開催
- ・継続研修：1 回開催

(2) 普及啓発

ア 対象

各事業所

イ 取組案

- ・受審証の発行及び県ホームページでの公表
- ・法人指導監査及び施設監査における制度啓発
- ・制度に関するチラシ、受審施設紹介パンフレットの配布
- ・社会福祉法人向け受審啓発研修の開催
- ・みやぎ犬による受審証の交付
- ・受審施設の利用者向けチラシ等の配架
- ・放課後児童クラブの受審勧奨の検討
- ・県 SNS による周知

3 事業効果

福祉サービスの質を評価する「第三者評価制度」の受審促進及び情報公開を通じて、利用者の選択に資するとともに、事業所における福祉サービスの質の向上を図る。

資料 5

任期満了に伴う委員改選 について

任期満了に伴う委員改選について

本委員会の現在の委員の任期は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとなっている。

次期委員については、現在、各委員の所属機関等に推薦の依頼を行っている。

なお、次期委員の任期は3年とし、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとなる。

※年度途中で、所属機関等で役員変更があった場合は、お知らせください。